

複写サービスと著作権について

複写に関して、著作権法第21条において「著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する」とされています。著作権で保護される著作物を複写する場合は、原則として著作権者の許諾が必要です。ただし、著作権法が定める条件をすべて満たす場合は、著作権者の許諾なしに複写できます。著作権法を守って正しく複写しましょう！

※国立国会図書館HP参照

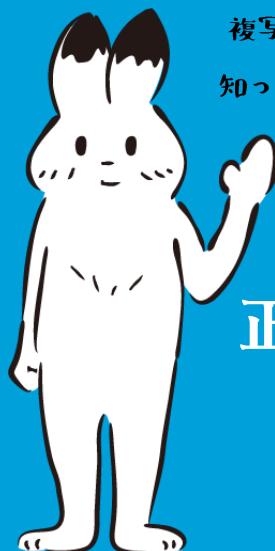
条件②

一人につき
一部まで

一部だけ~



複写のルール
知ってるかな？



条件③

「文献複写申込票」
を記入して提出すること



わすれたらあかん！

条件①

図書館所蔵の
資料のみ
複写できます

※私物コピーは不可

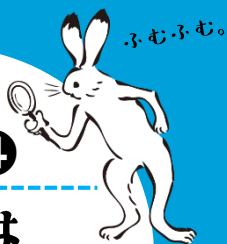


ルールを守って

正しく複写してね！

条件④

目的は
調査研究
のため



条件⑤

著作権の範囲内

で複写すること
決められた範囲まで



条件⑥

再複写、頒布は
不可

もらえないよ~



※ ノートやプリントのコピーはできません。
※ 修士論文・卒業論文はコピーできません。